

～台風、豪雨などの自然災害により被害を受けられた皆様へ～

台風、豪雨などの自然災害により、農業被害を受けられた皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

皆様の一刻も早い農業の再建を支援するため、農業者年金の保険料の取扱い等についてお知らせします。

農業者年金の保険料の取扱いについて

○ 保険料の振替停止

① 今後、保険料の引き落としを希望されない被保険者の方は、保険料の振替日（毎月23日。23日が休日の場合は翌営業日）の前の営業日までに、JAに対して、保険料の口座振替の一時停止又は解約申込の手続きを行うことで、引き落としの中止が可能です。（詳しくはJAにご相談下さい。）

ただし、保険料は未納の扱いとなります。なお、保険料の徴収は、納付期限の翌日から起算して2年を経過した時に時効により保険料の納付ができなくなりますのでご注意ください。

政策支援加入の方は、特例付加年金の受給要件である20年以上の納付済期間等を満たさなくならないようご注意願います。

引き落としを再開するには、再度、JAに対して口座振替依頼手続が必要です。

② また、任意脱退届を提出することにより、基金の事務処理終了後に引き落としが中止となります。

脱退届の処理には通常1か月程度かかりますので、その間は保険料が引き落とされますが、脱退届の提出日以降の保険料については、後日還付請求書をお送りいたしますのでご請求下さい。①と同様、政策支援加入の方は、特例付加年金の受給要件である納付済期間等にご注意願います。

○ 通常加入保険料の額の変更

通常加入の方は、保険料額変更届出書を変更する月の15日までにJAに提出していただければ、申出翌月から変更後の保険料額で振替します。保険料は最低の月額2万円まで減額できます。

○ 過去の未納保険料の請求猶予

保険料請求猶予申出書をJAを通じて基金に提出していただければ、**申出月前月までの**未納保険料の引き落としを停止します。

ただし、申出月以後の保険料については、請求猶予の対象とはなりません。

その他の対応について

○ 国民年金保険料の納付免除と農業者年金との関係

被災により国民年金の保険料が免除となった場合、免除期間中は農業者年金の資格も喪失しますので、被保険者資格喪失届の提出が必要です。

また、免除期間が終了し、再加入される際には、加入申込書の提出が必要となります。

○ 被災した処分対象農地等の取扱い

これから経営移譲する方は、経営移譲をしようとする基準日前及び基準日後に係わらず、農地等が被災し、現在は一時的に利用していない状況でも、将来耕作が可能となるのであれば、当該被災農地等も処分対象農地となり、被災した当該農地も含めて経営移譲を行うことにより経営移譲年金が受給できます。

さらに、特定農業用施設又は一般農業生産施設が被災し、修復が困難な場合は、全て一般農業生産施設としてお取扱いします。

○ 各種届出書等の取扱い

各種届出書等の取扱いについては、被保険者、受給権者、業務受託機関の状況により弾力的に対応します。

お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

TEL 03-3502-3946 (保険料関係)

TEL 03-3502-3945 (経営移譲関係)

※ 一般的な相談は、TEL 03-3502-3199 (専門相談員)でもお受けしております。